

# 要 請 書

2020年4月23日

三菱重工業株式会社

取締役会長 宮永 俊一 様

取締役社長 泉澤 清次 様

コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク

代 表 佐藤正剛

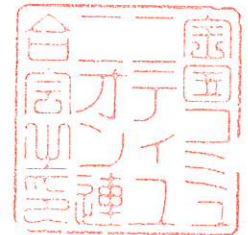
広岡法浄

笠井弘子

寺山早苗

全国コミュニティ・ユニオン連合会

会 長 鈴木 剛



私どもは個人加盟の労働組合のネットワーク「コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク」と日本最大のナショナルセンターである日本労働組合総連合会（連合）に加盟する「全国ユニオン」です。両団体に所属するユニオンみえと貴社を含む 3 社との間で発生している労使紛争について、要請をさせていただきます。

## 1. 経緯

中部工業株式会社（名古屋市）に雇用され、三菱自動車の部品製造を行う丹羽興業株式会社（名古屋市・カーエアコン事業部枇杷島営業所／三菱重工 枇杷島工場内）に派遣されていた日系ブラジル人のKさん（ユニオンみえ組合員）が、新型コロナウイルス感染症の影響による「生産量、減少の為」を理由に、3月31日付で一方向的に解雇されました。

Kさんは、本年2月18日に妊娠したことを中部工業に告げています。3人の子どもを抱え、さらに妊娠した状況であるにもかかわらず、解雇通知と同時に「早く出て行け」「ガスや電気を止める」など、会社の借り上げ団地から退去するよう執拗に迫られました。

ユニオンみえは4月10日、①解雇撤回、②住居追い出しを行わないこと、③100%の休業補償、④出産に備えて法令通りの手続きを懈怠なく進めること、⑤直ちに団体交渉に承諾すること、などを求めました。このユニオンみえの要求に対し、直接の雇用主である中部工業株式会社は4月14日、①解雇は撤回しない、②住居についてはユニオンみえが保証人となり、滞納があった場合代わりに支払うこと、③寮から退去を求めることは不

法行為ではないので退去の日を決めたい、などの回答を出しています。また、貴社も雇用関係がないとして団体交渉を拒否し、要求については回答していません。

## 2. 要請

生産業務に従事させながら、経営の都合次第で、労働者をモノのように路頭に放り出す本件解雇は、断じて許されるものではありません。まして、K 組合員は妊娠中であり、仕事と住まいを同時に失うことになれば、生活に多大な悪影響を与えることは明らかであり、到底許容できない人権侵害です。貴社は、こうした人権侵害によって貴社の製品が成り立っていることを認識し、是正すべきです。

貴社は、労働者との直接の雇用関係を否定するかもしれませんが、しかし、少なくとも貴社のような世界を代表する大企業の社会的責任に照らせば、新型コロナウイルスの拡大を防止するために力を合わせようとしているこの時期に、生産に貢献させた労働者、しかも妊娠中の外国人労働者が雇用と住居を同時に奪われるという状態に無関心であることは許されません。貴社が、回避に向けて尽力を惜しみ、万が一でも K 組合員が雇用と生活の基盤を失うことになれば、その責任は貴社にあります。また、リーマンショックを上回る不況の到来が予想される中、本件のように無慈悲に生活と雇用を奪う行為は、社会不安を引き起こすものであると考えます。

貴社に対し、社会的な責任を果たすべく、団体交渉の開催・出席を含めて、本件解雇の撤回に向けて積極的に尽力し、雇用と権利の回復及び生活の安定に向けた責任を果たすよう強く要請します。

以上

